

千葉県立保健医療大学 実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		千葉県立保健医療大学		設置者名		千葉県		
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成26年度)			
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
						実数	個別	
健康科学部	栄養学科	25人	栄教一種免	平成21年度	23人	11人	11人	0人*
入学定員合計		25人	合計		23人	11人	11人	0人*
備考	<p>・「学部・学科等の名称等」欄は、平成27年4月1日現在の名称・定員である。</p> <p>・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。</p> <p>* 学校栄養職員4人</p>							

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成27年6月16日（火）

実地視察大学：千葉県立保健医療大学

実地視察委員：粕谷恭子委員，藤井基貴委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等については，おおむね良好に実施されている。引き続き教員養成の水準の維持・向上に努めていただきたい。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教員養成に対する理念・構想が明確化されているが，それを具体化，持続するための教職課程に対する全学的な組織，教員組織をより一層充実させるように努めていただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

- 「教職に関する科目」について，教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が含まれているか否か，シラバスからは判断できない授業科目や，科目の趣旨に照らして適切でないと見受けられる授業科目があるため，法令で扱うこととしている内容は必ず扱うとともに，科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように，内容を再度検討すること。なお，シラバスの記載内容及び記載方針を定め，法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにすること。
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める「日本国憲法」について，法学概論にかかる内容だけではなく，日本国憲法に関する内容を含むように内容を再度検討すること。

3. 教育実習の取組状況

- 教育委員会と連携し，大学の近隣の学校を教育実習先として確保しているほか，全ての教育実習先に担当指導教員が巡回指導を行うなど，丁寧な教育実習指導が行われている状況を確認した。引き続き，地元教育委員会・学校と連携を進め，巡回指導を含め，適切な教育実習指導に努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 少人数という強みを生かして、担任制をとり、履修カルテを有効活用して教職指導に当たっていることは評価できる。今後も引き続き専門的な職業人としての教員養成という観点から、体系的かつ組織的な指導に努めていただきたい。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 地元教育委員会と連携した研修会への参加や、食育に関するサークルの充実を確認した。これらの取組を今後も継続的に実施できるよう制度化も視野に入れて、地元教育委員会・学校との連携・協働に努めていただきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 専門書や雑誌については、充実しているが、教育方法や現代的課題に関する最新の文献の充実を図り、教職を志す学生が、教育に関する最新の情報を入手することができるように、引き続き図書環境の充実を努めていただきたい。
- グラウンドの整備に今後努めていただきたい。

7. その他特記事項

- 教職の担当教員について、より一層の充実を図るためにも、専門領域の異なる教員や実務経験を有する教員の声幅広く、体系的に教職課程に反映できるような体制づくりに期待したい。